

## 4 元方事業者による関係請負人及びその労働者の把握等

元方事業者は、関係請負人に対する安全衛生指導を適切に行うため、次の事項等を関係請負人に通知させること等により把握しておくこと。

- ① 関係請負人の名称、請負内容、安全衛生責任者の氏名、安全衛生推進者の選任の有無及びその氏名
- ② 関係請負人の雇用する労働者の安全衛生に係る免許・資格の取得及び特別教育、職長教育の受講の有無等
- ③ 関係請負人の安全衛生責任者又はこれに準ずる者の駐在状況
- ④ 関係請負人が建設現場に持ち込む機械設備

## 5 作業手順書の作成

元方事業者は、関係請負人に対し、労働災害防止に配慮した作業手順書を作成するよう指導すること。

## 6 協議組織の設置・運営



元方事業者が設置・運営する労働災害防止協議会等の協議組織については、次によりその活性化を図ること。

- (1) 会議の開催頻度  
毎月1回以上開催すること。
- (2) 協議組織の構成  
協議組織については、次の者を構成員とすること。
  - ① 統括安全衛生責任者、元方安全衛生責任者又はこれらに準ずる者等
  - ② 元方事業者の店社の店社安全衛生責任者又は工事施工・安全管理の責任者
  - ③ 関係請負人の安全衛生責任者等
  - ④ 関係請負人の店社の工事施工・安全管理の責任者等